

第172期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

事業報告、計算書類及び連結計算書類

株式会社フジクラ



1 当社グループの現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

2019年度の我が国経済は、輸出を中心に弱さが見られるものの、全体としては緩やかな回復基調で推移しました。しかし、年度末の3月には新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、足下で大幅に下押しされ、厳しい状況へと一変しました。

2019年度の当社グループの業績は、売上高は前年度比5.4%減の6,723億円、営業利益は同87.9%減の33億円となりました。

売上面では、光関連部品の需要が堅調に推移したものの、競争激化により光ファイバの価格が大幅に低下したこと、並びに主要顧客のスマートフォン向けFPC（フレキシブルプリント配線板）の競争が激化したことにより、全体として減収となりました。

利益面では、国内の東京オリンピック、パラリンピックなどに後押しされた建設向け電線の需要並びに米国の電力インフラ投資向け需要が好調に推移するなどの増益要因もありましたが、光ファイバ及びFPCの競争激化、並びにモロッコでのワイヤハーネス製造の生産性低下などが減益要因となりました。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中国に所在する拠点が一時操業を停止する事態となったこと、及び欧州においてワイヤハーネスの主要顧客が生産を停止したことも、減収減益要因となりました。

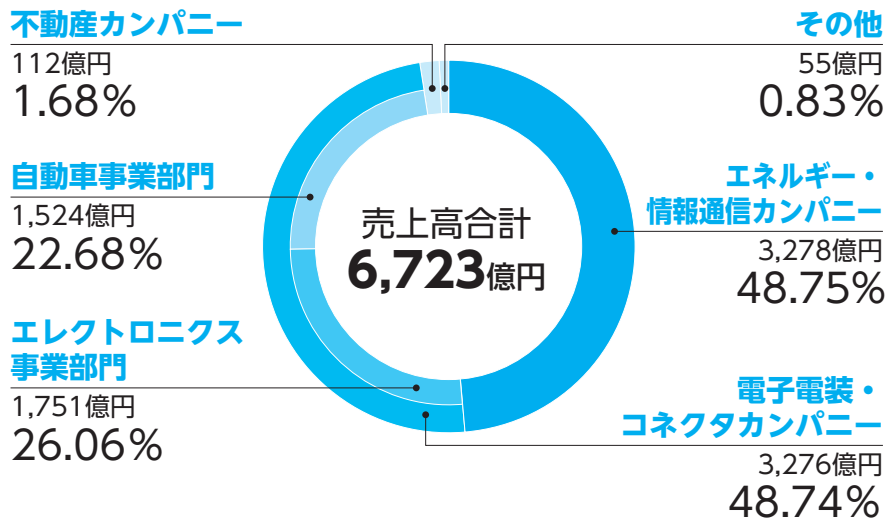
経常利益は、営業外収益69億円及び営業外費用89億円を計上し、前年度比93.8%減の13億円となりました。

特別損益として、コーポレートガバナンス・コードの趣旨に沿った政策保有株式の売却促進、及びグループ会社が保有する投資有価証券の売却・評価益など合計96億円の利益を計上しましたが、主要事業における減損損失合計172億円、業績不振となっているブラジルEPC事業からの撤退等に伴う関係会社の出資金の評価損52億円、国内外の拠点整理等にかかる事業構造改善費用等38億円等により合計307億円の巨額の損失計上となりました。減損損失については、現在の事業環境や今後の需要動向及び競争環境等の見通しなどを勘案し、回収可能性を精査した結果、光ファイバ事業について79億円、欧州における自動車用ワイヤハーネス事業について57億円、及びファイバレーザ事業について25億円の損失をそれぞれ計上いたしました。

これに繰延税金資産の取崩103億円等を加味した結果、親会社株主に帰属する当期純損失は、前年度から399億円悪化の385億円となりました。

以上のとおり、当期の業績は当初の予想を大きく下回る結果となりました。当期の期末の剰余金配当につきましては、極めて大きな損失を計上することとなった当社の現状に鑑み、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。当社は、「2. 対処すべき課題」でご説明申し上げる2020年度の経営計画と重点課題をはじめとする各施策を実行することにより、業績の回復・向上に鋭意取り組んでまいります。株主の皆様には誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

各カンパニーの概況



(単位：億円)

事業区分等	期	第171期 2018年度	第172期 (当期) 2019年度	増 減
エネルギー・情報通信カンパニー		3,548	3,278	△ 270
電子電装・コネクタカンパニー*		3,392	3,276	△ 115
エレクトロニクス事業部門		1,850	1,751	△ 99
自動車事業部門		1,541	1,524	△ 16
不動産カンパニー		108	112	4
その他		58	55	△ 2
合計		7,107	6,723	△ 384

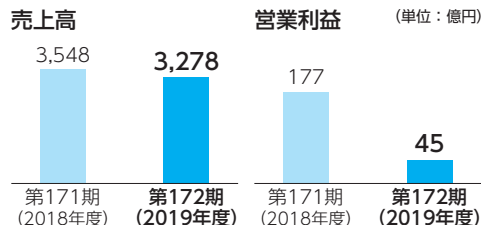
* 2019年4月1日付で、エレクトロニクスカンパニーと自動車電装カンパニーを統合して、電子電装・コネクタカンパニーとしました。

エネルギー・情報通信カンパニー

主要な事業内容

産業用、送電・配電用、通信用など多種多様な電線やケーブル及び機器類並びに光ネットワーク構築のための光ファイバ・ケーブルや各種製品を提供しています。

産業用電線、通信用メタルケーブル、架空送電線、OPGW（光ファイバ複合架空地線）、配電線、電力用ケーブル、電線・電力ケーブル用接続部品、巻線、光ファイバ・ケーブル、光コネクタ等の接続用部品、光デバイス、光融着接続器、光線路監視システム、光伝送機器、光配線システム、関連工事



このカンパニー全体の売上高は前年度比7.6%減の3,278億円、営業利益は同74.4%減の45億円となりました。

エネルギー事業部門では、主に、2019年6月に中国の架空送電線製造を担う連結子会社の当社所有全持分を譲渡したこと、及び銅価下落の影響を受けて電線・ケーブルの販売価格が低下したことにより、売上高は、前年度に比べ7.9%減の1,878億円となりました。利益面では、国内における東京オリンピック、パラリンピック関連需要や都市再開発案件など建設向け電線の需要、並びに米国における電力向けインフラ投資向け需要が好調に推移したことにより、増益となりました。

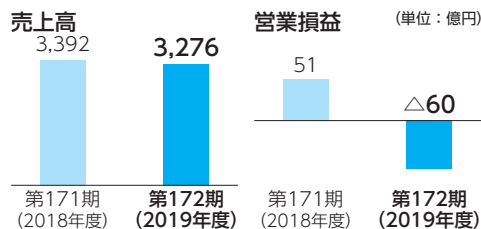
情報通信事業部門では、光関連部品の需要が堅調に推移したものの、光ファイバは、当社グループの売上の多くを占める中国において競争激化による急激な価格下落となり、かつそれが世界的に波及し、減収となりました。その結果、売上高は、前年度に比べ7.2%減の1,399億円となり、営業利益は大幅な減益となりました。

電子電装・コネクタカンパニー

主要な事業内容

デジタル家電、携帯機器向けなどの電子機器用部品及び各種自動車用部品等を提供しています。

FPC、コネクタ、メンブレンスイッチ、電子ワイヤ、HDD用部品、センサ、ヒートパイプ、ワイヤハーネス、電装品



このカンパニー全体の売上高は前年度比3.4%減の3,276億円、営業利益は前年度から111億円減少して60億円の営業損失となりました。

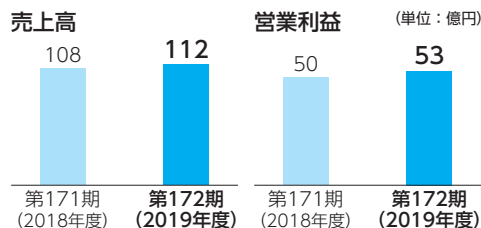
エレクトロニクス事業部門では、主要顧客に対するスマートフォン向けFPCにおいて競争が激化したことにより、売上高は、前年度に比べ5.4%減の1,751億円、営業利益は、前年度に比べ106億円減少して22億円の営業損失となりました。また、需要の変動に追従できず在庫が長期にわたり滞留することとなったため、今期、これら棚卸資産の評価損等として合計61億円を計上しました。

自動車事業部門では、欧州における需要の増加と、南米において新車種向け製品の量産開始による売上増があったものの、中国の自動車市場を中心に世界的に自動車需要が落ち込んだことにより、売上高は、前年度比1.1%減の1,524億円となりました。利益面では、アジアにおいて集中的に発生費用の削減を行い前年度より改善しましたが、東欧からモロッコへの生産移管の遅れによりコストの高い東欧で生産を一部継続せざるを得なかったこと、及びモロッコにおいて生産体制が安定しなかったことに加え新車種向けワイヤハーネスの量産開始が円滑に進まなかったことで生産性が大幅に落ち、前年度に引き続き37億円の営業損失を計上することとなりました。

不動産カンパニー

主要な事業内容

「深川ギャザリア」の運営によるビル賃貸事業を行っています。



売上高は前年度比3.7%増の112億円、営業利益はテナント収入が増えたことにより、同7.2%増の53億円となりました。

その他の事項

上述のとおり主要事業が落ち込み当期の連結純資産が著しく減少したことで、当社が締結している一部のシンジケートローン及びコミットメントライン契約に定める財務制限条項に抵触する状況となりました。しかしながら、現時点では、主要な取引金融機関から当該条項その他の契約条項の変更等について内諾を受けており、併せて当社の状況及び今後の取り組み課題等について理解を得たことで、引き続き金融機関の支援を得られる見通しとなっています。

2. 対処すべき課題

①早期事業回復に向けた戦略への転換

現在進行中の2016年度をスタートとする5か年計画「2020中期経営計画（20中期）」は、「稼ぐ力の維持強化」「財務体質の改善」を基本戦略に据え、「収益率を重視し健全な成長を図る」「顧客価値創造型企業を目指し、新陳代謝を加速して進める」「コーポレートガバナンスを確立し、併せて環境・社会側面での貢献に取り組み、企業価値の増大を図る」を基本方針として、売上高9,000億円、営業利益率7.0%以上の達成を目指すことといたしました。しかしながら、2019年度の業績は既に述べたとおりであり、20中期の続行は収益構造の更なる悪化を招きかねないとの判断の下、現行の20中期を断念し、基本戦略を「早期事業回復への集中」に転換することといたしました。

この20中期では、当社の強みを活かせる市場・戦略顧客への注力、当初計画に従った集中投資により事業規模は拡大しました。しかしながら、主要顧客のスマートフォン需要の減少や中国における光ファイバ価格の大幅下落など、顧客動向や市場の大きな変化に対応しきれず、「光ファイバ」「FPC」「自動車用ワイヤハーネス」の当社事業の3本柱は、いずれも大きく落ち込むこととなりました。当社の事業規模が急速に拡大するなかで、特定の市場への傾注や顧客の成長戦略への追従を重視するあまり、市場・顧客の変調に対して機動的に対応しきれなくなったこと、リソースが分散され拠点運営体制の確保や事業全体を管理するためのガバナンス体制の整備が追いつけなかったことなどが、業績悪化の大きな要因となったものと考えています。

この反省を踏まえ、2020年度は「早期事業回復への集中」を基本戦略に据え、重点施策を「既存事業の聖域なき『選択と集中』」及び「コーポレートガバナンスの強化」の2点に絞り、事業構造改革を断行し、またコーポレートガバナンス推進室の設置などによるリスク管理の更なる徹底を図ってまいります。当社経営として、早期の事業回復を果たすべく不退転の決意をもって臨んでまいります。

②2020年度の経営計画とカンパニーごとの重点課題

当社を取り巻く環境は、引き続き価格下落、激しい過当競争が進むものと見込まれます。加えて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による下押しリスクが懸念されます。

【エネルギー・情報通信カンパニー】

エネルギー事業部門では、

事業継続に必要な収益を確保できる体制とするための、コスト構造に踏み込んだ改革を進めています。具体的には、配電ケーブル事業のグループ会社への統合や、マレーシアにおける電力ケーブル生産拠点の廃止などを行っています。さらに、2019年度までに多額の損失を計上してきた海外EPC事業（*1）は、新興国での商慣行や施工管理など当社において事業運営を遂行するには非常な難しさがあること等に鑑み、撤退することといたしました。

今まで進めてきた構造改革により、事業規模は縮小しましたが、得意とする分野への集中を進めてきたことが功を奏し、収益力を取り戻しつつあります。2020年度には、前年度までに定めた方針に従い、残る事業の選択と集中を早急に進めて構造改革に目途をつけてまいります。

情報通信事業部門では、

当社光ファイバの主要な市場である中国では、2020年度も光ファイバの供給過剰とこれに伴う価格下落、競争激化がいつそう進むものと見込まれます。一方、欧米では5G（第5世代移動通信システム）やIoT、データセンタ、FTTx整備（*2）を背景とした大容量通信網の構築が進んでおり、通信インフラの増強・整備の需要は引き続き堅調に推移するものと見込んでいます。加えて、足下では新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、通信容量のいっそうの増加が求められるようになっていきます。当社といたしましては、2019年度において多額の減損損失を計上した光ファイバ事業とファイバレーザ事業について、事業のスリム化とさらなる構造改革を行います。他方、付加価値の高い光ケーブル事業の比重を高め、

収益力の向上を図ってまいります。特に、さらなる伸びが期待できる米国に加え、前年度から販売を開始した英国をはじめとする欧州を重点市場と位置付けて、当社の戦略商品「Spider Web Ribbon®/Wrapping Tube Cable™」(*3)を軸に、接続部品などの周辺機器・部品、工事、メンテナンスサービスを含めたトータルソリューションとしての販売強化に注力し、情報通信事業部門全体の早急な収益回復に努めてまいります。

- (*1) 「EPC事業」とは、電線・ケーブルの供給並びに敷設工事の設計及び施工を一体として提供する事業を言います。(Engineering：設計、Procurement：調達、Construction：建設)
- (*2) 「FTTx整備」とは、通信事業者の電話局から、住宅、ビル等までの光ファイバ網整備を言います。
- (*3) 当社の戦略商品「Spider Web Ribbon®/Wrapping Tube Cable™」は、従来に比べ大容量・軽量・細径で工事費も削減可能な光ケーブルです。

【電子電装・コネクタカンパニー】

エレクトロニクス事業部門では、

主力のFPC事業は、これまで品質・技術力に磨きをかけることで主要顧客の信頼を得て、その成長戦略に応え、ビジネスを展開してまいりました。しかしながら、スマートフォン需要の頭打ちによる競争環境の激化と需要変動に対し、柔軟かつ機動的に対応できなかったこと、そして自らの能力評価に過信があったことなどが大きな損失を計上するに至った主な要因と分析しています。QCDそしてサービスまで含めた事業全般にわたり自己の能力を改めて評価し、それに見合った受注をすることで収益力の回復を図ります。また、厳しい競争環境は今後も続くことから、更なる事業構造改革、競合他社に対し優位性を持つ品質の改善、よりいっそうのコスト低減活動を強化してまいります。

自動車事業部門では、

2017年度下期に大きな損失を計上したことを契機として、欧州市場におけるワイヤハーネス事業は、マネジメント体制に大きな課題があることが明らかになりました。これまでの体制を刷新することで、本社からの統制を強め、顧客の要請に柔軟かつ機動的に対応してまいります。引き続き東欧からモロッコへの生産拠点の移管と事業構造改革をさらに進め、能力に応じた受注をすることで収益力を回復します。また、需要低迷の続く中国向けを含むアジア市場においても事業構造改革を進め、自動車用ワイヤハーネス事業全体で『稼ぐ力』を取り戻します。

また、成長戦略の一環として、「CASE」（コネクテッド、自動運転、シェアリング、電動化）の分野で新たな事業機会を得るため、自動車用ワイヤハーネス事業で培ってきた基盤を活用した電子部品事業の展開を図ってまいります。

③コーポレートガバナンスの強化

当社は、20中期の方針に則り、取締役会から業務執行取締役への大幅な権限委譲による機動的かつ効率的な事業運営の強化、及び全社に関わる重要案件について充実した審議のできる取締役会を目指し、2017年6月に監査等委員会設置会社に機関設計を変更いたしました。

東欧での自動車用ワイヤハーネス事業や海外EPC事業における多額の損失発生、2018年8月31日付で公表いたしました品質管理に関わる品質不適切事案（以下「品質不適切事案」と言います。）の判明、市場・顧客の変化への対応において迅速性・機動性が不足していたことなどがあって、業績が大きく悪化いたしました。これは、事業運営面においてリスクの想定及び分析・深堀等が不十分であったことと、リスクを的確にとらえて発現を防止、又は発現による損害を最小限にとどめるための管理体制、及びこれらを適切に監視するための運営に長年にわたり課題があったものと分析しています。

これらの課題を踏まえ、業務執行の側面では、実効的なリスク管理を可能とするための仕組みづくり、損失発生時の責任の明確化などの体制をいっそう強化しています。具体的には、コーポレート部門が事業運営の過程で生じた問題や課題を認識し、事業を運営する部門とともにこれを解決・解消するための取り組みを開始しています。また、内部監査部門及び品質保証部門の社長直轄化による独立性確保や、権限の明確化及び教育訓練の強化などにより監督機能の強化を行いました。

本年4月には社長直轄の経営革新委員会を設けて、コーポレート部門による全社横断機能の強化、並びにKPI（重要業績評価指標）の厳格な管理によるコスト削減及び収益力向上を強力に進めることといたしました。また、新たにコーポレートガバナンス推進室を設けてリスク管理の更なる徹底を図ってまいります。

事業運営面でのリスク管理の強化等を図る一方で、取締役会については、企業戦略等当社の成長に資する大きな方向性の討議の比重を高めるとともに、経営陣に対する監督機能を強化することにより、いっそうのコーポレートガバナンス強化を進めて、当社の持続的な成長に努めてまいります。

④品質管理に関する取り組み

当社では、品質管理を重要課題として位置づけ、品質コンプライアンスを最優先とする全社方針「フジクラ コオリティ方針」を定め、その浸透活動やグループ全社員を対象とした品質コンプライアンス研修などを行い、これらの実施を継続することとしています。

品質不適切事案につきましては、2019年4月25日付でその事実関係の確認及び原因究明等に係る調査報告書を、また同年10月31日付でその後の顧客への説明と安全性確認の進捗状況について公表いたしました。当社では、当該事案の判明以降、このような事態を二度と起こさないとの強い意思を持って、是正策及び再発防止策の徹底によりグループ全体におけるガバナンスの向上と品質管理体制の強化を図ってまいりました。具体的には、ガバナンス改革として、品質保証部門の独立性確保、増員・教育訓練等による実効性の強化や、電子システムによる人為的な操作を排除するなど仕組みづくりを行ってまいりました。また、内部通報制度の周知を図っています。

【フジクラ コオリティ方針】

1. 「品質」を根幹に据えた経営を追求し、お客様に最高のクオリティの製品とサービスを提供する。
2. 社員一人ひとりが、品質コンプライアンスの重要性を改めて強く意識し、法令、公的規格及びお客様との契約事項等を遵守して、品質不適切行為を二度と起こさない。
3. 常に職場内でのコミュニケーションを図り、風通しの良い企業風土を醸成し、品質コンプライアンス上の問題を認識した際は速やかに上司へ報告を行う。

⑤新規事業、研究開発

2020年度は、大きく落ち込んだ主要3事業を中心とした稼ぐ力の再生が最重要課題です。一方、再生を果たした後の持続的な成長のためには、新規事業の創出、新製品の開発の歩みを止めてしまうわけにはいきません。2017年3月に策定した「2030年ビジョン」で掲げた「Advanced Communication（高度情報化社会への貢献）」「Energy & Industry（多様なエネルギーの活用と効率的なマネジメント）」「Life-Assistance（クオリティオブライフの向上）」「Vehicle（次世代モビリティ社会への貢献）」の4つの市場分野におけるオープンイノベーションを通じた新たな価値の創出を目指し、市場ニーズや需要の動向などを見極めながら、当社のコア事業・技術を活かせる重点テーマに絞り込んで、新規事業の創出、新製品の開発を継続してまいります。

3. 当社グループの設備投資の状況

当期は総額301億円の設備投資を実施しました。主要なものは次のとおりです。

『エネルギー・情報通信カンパニー』

中国での光ファイバの生産拡大並びに光ファイバ・ケーブルの戦略商品である「Spider Web Ribbon®」[Wrapping Tube Cable™] の生産拡大及びコストダウンのために設備の増強を行いました。従来製品との差別化を図る高機能融着機の開発のための設備投資を行いました。

『電子電装・コネクタカンパニー』

エレクトロニクス事業部門では、タイ王国や中国等において、スマートフォン等の高機能化に対応するための製造設備の導入並びに品質・技術強化や生産性改善のための設備投資を行いました。

4. 当社グループの資金調達等についての状況

① 資金調達の状況

2018年度に組成したコミットメントライン契約の満期終了に伴い、2019年10月に新たに総額300億円の短期貸出コミットメントライン契約を主要取引金融機関と締結しました。なお、当期末における借入実行残高はありません。

② 主要な借入先及び借入額

(単位：百万円)

借入先	当期末借入金残高
株式会社三井住友銀行	38,941
株式会社みずほ銀行	21,701
株式会社三菱UFJ銀行	21,068
三井住友信託銀行株式会社	13,574
株式会社静岡銀行	9,032
Bank of Ayudhya Public Company Limited.	8,222
シンジケート・ローン	71,350

(注) シンジケート・ローンは、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケート団からの借入です。

5. 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第169期 (2016年度)	第170期 (2017年度)	第171期 (2018年度)	第172期(当期) (2019年度)
売上高	653,795	740,052	710,778	672,314
営業利益	34,230	34,343	27,679	3,346
経常利益	32,555	34,122	21,020	1,312
親会社株主に帰属する当期純利益(損失)	12,900	18,359	1,453	△38,510
1株当たり当期純利益(損失)	44円61銭	64円36銭	5円09銭	△136円58銭
純資産	224,546	241,961	240,910	172,115
総資産	588,626	638,055	638,318	576,089

6. 当社グループの主要拠点(名称及び所在地)

- ◇当社 本 社 東京都江東区
 営業所 関西支店(大阪府)、中部支店(愛知県)
 工 場 佐倉事業所(千葉県)、鈴鹿事業所(三重県)、沼津事業所(静岡県)
 研究所 先端技術総合研究所(千葉県)
- ◇子会社 (株)フジクラ・ダイヤケーブル(東京都)、西日本電線(株)(大分県)、米沢電線(株)(福島県)、America Fujikura Ltd.(米国)、Fujikura Electronics(Thailand) Ltd.(タイ王国)、藤倉電子(上海)有限公司(中国)、DDK(Thailand) Ltd.(タイ王国)、フジクラ電装(株)(山形県)、Fujikura Automotive Europe S.A.U.(スペイン)、Fujikura Automotive America LLC(米国)

7. 当社グループの使用人の状況(2020年3月31日現在)

事業区分等	従業員数(名)
エネルギー・情報通信カンパニー	11,428 (1,294)
電子電装・コネクタカンパニー	43,219 (12,895)
エレクトロニクス事業部門	14,018 (5,713)
自動車電装事業部門	29,201 (7,182)
不動産カンパニー	14 (22)
本社・その他	1,275 (267)
合 計	55,936 (14,478)

(注) () は平均臨時従業員数(外数)です。

8. 重要な子会社の状況

当社の重要な子会社の概要は以下のとおりであり、それぞれ記載の製品の製造・販売等を行っています。なお、当社連結子会社は101社（前期末比1社減）、持分法適用会社は9社（前期末に同じ）です。

会社名	資本金 出資比率	主要な事業内容
(株)フジクラ・ダイヤケーブル	資本金 5,400百万円 出資比率 60.0%	電線・ケーブル
西日本電線(株)	資本金 960百万円 出資比率 60.8%	電線・ケーブル、光ケーブル
米沢電線(株)	資本金 400百万円 出資比率 94.9%	電線・ケーブル
America Fujikura Ltd.	資本金 202百万USドル 出資比率 100.0%	OPGW、光ケーブル、光融着接続機、光接続部品、通信関連工事
Fujikura Electronics (Thailand) Ltd.	資本金 11,552百万タイバーツ 出資比率 100.0%	FPC、電子部品
藤倉電子（上海）有限公司	資本金 97百万人民元 出資比率 100.0%	FPC
DDK (Thailand) Ltd.	資本金 1,730百万タイバーツ 出資比率 100.0%	コネクタ
フジクラ電装(株)	資本金 1,772百万円 出資比率 100.0%	自動車用ワイヤハーネス
Fujikura Automotive Europe S.A.U.	資本金 10百万ユーロ 出資比率 100.0%	自動車用ワイヤハーネス
Fujikura Automotive America LLC	資本金 3百万USドル 出資比率 100.0%	自動車用ワイヤハーネス

2 株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 1,190,000,000株
2. 発行済株式の総数 295,863,421株 (自己株式19,454,273株を含む。)
3. 株主数 35,094名 (前期末比1,529名減)
4. 大株主

(単位：千株、%)

株主名	所有株式数	出資比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	29,498	10.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	17,964	6.50
大樹生命保険株式会社	10,192	3.69
株式会社三井住友銀行	8,456	3.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行退職給付信託口)	6,777	2.45
D O W A メ タ ル マ イ ン 株 式 会 社	6,563	2.37
株式会社静岡銀行	5,788	2.09
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	5,029	1.82
フジクラ従業員持株会	4,951	1.79
JP MORGAN CHASE BANK 3 8 5 1 5 1	4,896	1.77

- (注) 1. 上記所有株式数は株主名簿に基づき記載しています。
2. 当社は自己株式を19,454,273株保有しておりますが、上表からは除外しています。なお、取締役(社外取締役を除く)及び執行役員への株式報酬制度のために設定した株式交付信託に係る信託口が所有する株式952,707株は、自己株式には含まれておりません。
3. 出資比率は自己株式を控除して計算しています。

5. その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得

当年度中に以下のとおり自己株式取得を実施しました。

◇決議日：2019年10月31日

取得期間：2019年11月1日から2020年1月17日

取得株数：10,000千株

取得総額：4,626,559,612円

3 会社役員に関する事項

1. 取締役（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当
取締役社長（※）	伊藤 雅彦	ガバナンス、コーポレート品質統括部門、内部監査室
専務取締役（※）	和田 朗	コーポレートR&D部門、コーポレート生産部門
専務取締役	北島 武明	コーポレート営業部門
常務取締役	細谷 英行	エネルギー・情報通信カンパニー
常務取締役	滝沢 功	コーポレートスタッフ部門（コーポレート企画室、法務室、人事部他）
常務取締役	伊藤 哲	コーポレートスタッフ部門（経理部、内部統制室他）、不動産カンパニー
常務取締役	小林 郁夫	電子電装・コネクタカンパニー
常務取締役	Joseph E. Gallagher	AFL Telecommunications LLC社長
常務取締役	稲葉 雅人	新規事業推進センター
取締役 監査等委員（常勤）	小田 康之	
取締役 監査等委員（社外）	下志万 正明	
取締役 監査等委員（社外）	阿部 謙一郎	
取締役 監査等委員（社外）	白井 芳夫	
取締役 監査等委員（社外）	村田 恒子	
取締役 監査等委員（社外）	花崎 浜子	

(注) 1. ※印は代表取締役です。

2. 監査等委員会の活動の実効性を確保するため常勤の監査等委員を選定しています。

3. 取締役 監査等委員下志万正明氏、阿部謙一郎氏、白井芳夫氏、村田恒子氏及び花崎浜子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

4. 取締役 監査等委員小田康之氏は、当社経理部門において長年の経験を積み、財務・会計について相当程度の知見を有しています。

取締役 監査等委員下志万正明氏は、長年にわたって大手都市銀行で重要な地位にあった経験を持ち、財務・会計について相当程度の知見を有しています。

取締役 監査等委員阿部謙一郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務・会計について相当程度の知見を有しています。

5. 重要な兼職の状況は次のとおりです。
 常務取締役 Joseph E. Gallagher氏は、当社の子会社であるAFL Telecommunications LLC、ATI International Investments Inc. 及びAFL IG LLC各社の社長です。
 取締役 監査等委員阿部謙一郎氏はソフトバンク株式会社の社外監査役です。
 取締役 監査等委員白井芳夫氏は日野自動車株式会社のシニアアドバイザー及びセイコーエプソン株式会社の社外取締役監査等委員です。
 当社とセイコーエプソン株式会社は、FPC、電子ワイヤ及び圧力センサの販売に関する取引があります。
 取締役 監査等委員村田恒子氏は、株式会社日本政策金融公庫の監査役及び株式会社アドバンテストの取締役監査等委員です。
 取締役 監査等委員花崎浜子氏は北青山法律事務所所属の弁護士です。
6. 取締役 監査等委員下志万正明氏、阿部謙一郎氏、白井芳夫氏、村田恒子氏及び花崎浜子氏は、東京証券取引所へ独立役員として届け出ています。
7. 取締役 笹川明氏、取締役監査等委員 関内壮一郎氏は、2019年6月27日開催の第171期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
8. 2020年4月1日付で取締役の地位及び担当を変更し、以下のとおりとしました。

氏名	変更後	変更前
伊藤 雅彦	取締役社長 ガバナンス、コーポレート品質統括部門、内部監査室、内部統制室	取締役社長 ガバナンス、コーポレート品質統括部門、内部監査室
北島 武明	専務取締役 コーポレート営業部門、エネルギー・情報通信カンパニー（エネルギー事業部門）	専務取締役 コーポレート営業部門
細谷 英行	常務取締役 エネルギー・情報通信カンパニー（情報通信事業部門）	常務取締役 エネルギー・情報通信カンパニー
滝沢 功	常務取締役 電子電装・コネクタカンパニー統轄	常務取締役 コーポレートスタッフ部門（コーポレート企画室、法務室、人事部他）担当
伊藤 哲	常務取締役 コーポレートスタッフ部門（経理部他）、不動産カンパニー	常務取締役 コーポレートスタッフ部門（経理部、内部統制室他）、不動産カンパニー
小林 郁夫	取締役 自動車・電子ソリューション融合ビジネス担当	常務取締役 電子電装・コネクタカンパニー統括

9. 執行役員は以下のとおりです。（2020年4月1日現在）

常務執行役員	佐藤武司	常務執行役員	植田広二	執行役員	田中大一郎
常務執行役員	中山幸洋	常務執行役員	福原純二	執行役員	横山典弘
常務執行役員	西出研二	常務執行役員	藤巻宗久	執行役員	那須秀一
常務執行役員	原良一	常務執行役員	新聞俊夫	執行役員	新谷利明
常務執行役員	瀧村欣也	常務執行役員	岡田直樹	執行役員	坂野達也
常務執行役員	関川茂夫	執行役員	三戸雅隆	執行役員	芹澤孝治
常務執行役員	齋田 昭	執行役員	森本朋治	執行役員	萬玉哲也
				執行役員	Jason Peng

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の規定する額としています。

3. 社外役員に関する事項

当社の社外取締役は下志万正明氏、阿部謙一郎氏、白井芳夫氏、村田恒子氏及び花崎浜子氏です。

当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 監査等委員 下志万 正 明	<p>当期中に15回開催された取締役会のすべてに出席し、また16回開催された監査等委員会のすべてに出席しています。取締役会には経営から独立した立場で審議に参加し、長年にわたって大手都市銀行で重要な地位にあった経験と見識を生かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。</p> <p>なお、同氏は、指名諮問委員会の委員を務めており、当期中に4回開催された指名諮問委員会のすべてに出席しています。また、報酬諮問委員会の委員長を務めており、当期中に5回開催された報酬諮問委員会のすべてに出席しています。</p>
取締役 監査等委員 阿 部 謙一郎	<p>当期中に15回開催された取締役会のすべてに出席し、また16回開催された監査等委員会のすべてに出席しています。取締役会には経営から独立した立場で審議及び議決に参加し、公認会計士としての専門的見地と実務経験を生かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。</p> <p>なお、同氏は、報酬諮問委員会の委員を務めており、当期中に5回開催された報酬諮問委員会のすべてに出席しています。</p>
取締役 監査等委員 白 井 芳 夫	<p>当期中に15回開催された取締役会のすべてに出席し、また16回開催された監査等委員会のすべてに出席しています。取締役会には経営から独立した立場で審議に参加し、主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。</p> <p>なお、同氏は、指名諮問委員会の委員長を務めており、当期中に4回開催された指名諮問委員会のすべてに出席しています。また、報酬諮問委員会の委員を務めており、同委員に就任後2回開催された報酬諮問委員会のすべてに出席しています。</p>
取締役 監査等委員 村 田 恒 子	<p>2019年6月27日開催の第171期定時株主総会終了後12回開催された取締役会のすべてに出席し、また10回開催された監査等委員会のすべてに出席しています。取締役会には経営から独立した立場で審議に参加し、主に長年の企業におけるコンプライアンス、コーポレートガバナンスの豊富な経験と見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。</p> <p>なお、同氏は、指名諮問委員会の委員を務めており、当期中に4回開催された指名諮問委員会のすべてに出席しています。</p>
取締役 監査等委員 花 崎 浜 子	<p>2019年6月27日開催の第171期定時株主総会終了後12回開催された取締役会のすべてに出席し、また10回開催された監査等委員会のすべてに出席しています。取締役会には経営から独立した立場で審議に参加し、弁護士としての専門的見地と実務経験を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。</p>

4. 取締役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支 給 額		合 計
		金銭報酬	株式報酬	
監査等委員でない取締役	10名	280百万円	66百万円	346百万円
監査等委員である取締役 (社外取締役を除く)	1名	23百万円	—	23百万円
監査等委員である取締役 (社外取締役)	6名	64百万円	—	64百万円

- (注) 1. 監査等委員でない取締役の報酬額は、第169期定時株主総会において年額600百万円以内と決議しています。
2. 第169期定時株主総会において監査等委員でない取締役に対する報酬として、金銭報酬とは別に取締役退任時に当社普通株式を交付する株式報酬制度の導入を決議しています。
なお、この報酬額は1事業年度につき120百万円以内かつ285千株以内と決議しています。
3. 監査等委員である取締役の報酬額は、第169期定時株主総会において年額100百万円以内（うち社外取締役分70百万円以内）と決議しています。
4. 当社には監査等委員でない取締役のうち、社外取締役はありません。

5. 取締役報酬の決定に関する方針の概要

当社は取扱製品が多種多様なだけでなく、グローバルに事業を展開しており、取締役の業務も高度で多岐にわたります。このため、取締役の報酬の水準はこれら業務に対応し得る優秀な人材にふさわしいレベルであることを基本とし、複数の調査機関による主に上場会社を対象とした調査結果を参考に、具体的には、以下の3つの区分で取締役の報酬を構成しています。客観的な指標と評価に基づくとともに、業績への連動性を強めた報酬制度を改めて定めたものです。

なお、報酬額の決定は取締役会の諮問機関である報酬諮問委員会の答申を経ることとしています。なお、報酬額の決定は取締役会の諮問機関である報酬諮問委員会の答申を経ることとしています。報酬諮問委員会は取締役社長及び人事担当取締役並びに3名の社外取締役で構成し、委員長は社外取締役としています。

① 「基本報酬」

取締役の監視・監督機能に相当する部分として、役位別の固定額とします。

② 「短期業績連動報酬」

全社業績又は管掌部門の業績に応じた役位別の基礎額を設定し、一定の指標（営業利益率、株主資本利益率（ROE）、投下資本利益率（ROIC））に基づき、当該基礎額の0%から200%の範囲で支給することとします。

③ 「株式報酬」

上記①及び②とは別に、取締役の報酬として当社普通株式を交付するものです。取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクをも負担し、株価の変動によるメリット及びリスクを株主の皆様と共有することで、企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的とするものです。

報酬全体に対して、業績や株価によって変動する報酬（短期業績連動報酬及び株式報酬）は最大で概ね4割強となる見込みです。

業務執行取締役以外の取締役の報酬は、その役割に鑑みて固定額である基本報酬のみとし、短期業績連動報酬及び株式報酬は支給しません。

ご参考

【報酬諮問委員会】

監査等委員でない取締役の報酬等の決定にあたっては、取締役会の諮問機関である報酬諮問委員会（人事担当取締役及び3名の社外取締役で構成し、委員長は社外取締役としています。）において、各取締役の業績評価、報酬水準の市場性、報酬体系及び具体的な報酬額について決定プロセスの公正性及び妥当性を検証することとしています。

監査等委員でない取締役の報酬については、報酬諮問委員会から公正かつ妥当である旨の答申を受けています。

【監査等委員でない取締役の報酬に関する監査等委員会意見】

監査等委員会としては、報酬諮問委員会に出席した監査等委員から報告を受け、協議いたしました。その結果、報酬諮問委員会における監査等委員でない取締役の報酬等の決定プロセスは適切であり、会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論に至っています。

4 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

2. 非監査業務の内容

社債発行に伴うコンフォートレター作成業務

3. 当社グループ全体での報酬額

	支 払 額
①当社の当期に係る会計監査人としての報酬等の額	104百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（①の額を含む。）	166百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額はこれらの合計額で記載しています。
2. 重要な子会社であるAmerica Fujikura Ltd.、Fujikura Electronics (Thailand) Ltd.、藤倉電子（上海）有限公司、Fujikura Automotive Europe S.A.U.及び Fujikura Automotive America LLC.は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。
 3. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人及び社内関係部署からの必要書類の入手や報告の聴取を通じて、前事業年度の監査計画と実績の比較、当事業年度の監査項目別監査時間及び内容などを確認し、報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、監査等委員全員の同意に基づき、解任する方針です。また当社の業容、連結グループを含む企業規模の変化、他の監査機関との円滑な提携等の観点から判断して当社の監査業務に重大な支障が生じまたはそのおそれがあると認めた場合、監査等委員会は「会計監査人の解任又は不再任」を株主総会に提案いたします。

5 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容

① 当社の経営体制及び内部統制システムの実施主体

【経営体制】

当社は監査等委員会設置会社であり、当社の取締役総数は15名、うち監査等委員でない取締役は9名（以下、「業務執行取締役」という）、監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という）は6名である。社外取締役は5名で全員が監査等委員である。

当社では、取締役会の決議により、業務執行取締役として取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。取締役社長は、取締役会議長であるとともに当社及び当社の子会社から成る企業集団全体（以下、「当社グループ」と総称し、各子会社を「グループ会社」という）についての最高経営責任者となる。取締役社長以外の業務執行取締役は、社内カンパニーとして組織された主要な事業分野の責任者またはカンパニー以外のコーポレート部門、研究開発部門等のカンパニー横断的な間接部門（以下、「コーポレート部門等」という）若しくはコーポレート部門等に属する組織を統括する責任者となる。さらに社内カンパニーに匹敵する規模の重要なグループ会社についても当社側の責任者に業務執行取締役を置く。

当社の経営は、上記の責任を分担する個々の業務執行取締役を最高経営責任者である取締役社長が統括する体制で執行される。

監査等委員会は1名の社内取締役と5名の社外取締役の合計6名で構成され、社内取締役は常勤である。監査等委員会の活動を補助する組織として、その指揮下に監査等委員会室を設ける。

【業務執行取締役による内部統制システムの構築及び監査等委員会による監査】

業務執行取締役はその所管するカンパニー及びコーポレート部門等並びにグループ会社について、以下2.及び3.に定める内部統制システムの遵守・実行の責任を負う。また、内部統制システムを決定する取締役会の一員である立場から、内部統制システムの適正性について責任を負う。

監査等委員会の監査は、業務執行取締役の職務の執行に係る内部統制システム（以下2.）の遵守及び実行の状況を確認・検証することによって行われる。監査等委員会はこのため、自ら当社及びグループ会社の状況を調査し、また、執行側から提供される情報の内容を確認・検証する。さらに必要に応じ、業務執行取締役をはじめとする執行の当事者に直接の説明を求める。以上と合わせ、内部統制システムを決定する取締役会の一員である立場から、内部統制システムの適正性について責任を負う。

② 会社法第399条の13第1項第1号ハの事項

【取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備】

(1) 会社法第399条の13第1項第1号ハの事項

【取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制】

当社の主要な意思決定は、取締役会と取締役会から権限を委譲された業務執行取締役によって行われる。取締役会については、審議事項の法令・定款への適合性を事前にコーポレート企画室や法務室が検証し、さらに取締役会では専門性を有する社外取締役（弁護士、公認会計士）が審議に加わって十分な確認が行われる。

「業務執行取締役の責任・権限規程」の定めに基づき業務執行取締役に権限移譲された決定事項は、専用のデータベースに登録され、関係するコーポレート部門及び監査等委員会室は内容の確認を行い、あるいは業務執行取締役に詳細を確認する等して法令・定款への適合性を確認する。さらに、監査等委員はデータベースに登録された情報を常に閲覧することができ、必要に応じて直接又は監査等委員会室を通じて内容・詳細の確認を行う。

業務執行取締役の管理下で遂行される日常的な業務については、各コーポレート部門が定める社内規程や教育、個別の指導等により適法性を確保するとともに、内部監査室による業務監査によって課題の抽出、対策の立案及びその実施確認が行われる。

適法性に関して特に注意すべき事項は、定期的開催されるリスク管理委員会で共有が図られ、管理精度の向上等についてトップマネジメントの指示がなされる。

また、「内部通報制度運用規程」を定め公益通報制度を運用する。総務・広報部及び外部弁護士を通報窓口として設置するとともに、通報者に対する不利益取り扱いの禁止、匿名性の確保等を定めている。

会社法施行規則第110条の4第2項第1号から第5号について以下のとおりとする。

(2) 会社法施行規則第110条の4第2項第1号の事項

【取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制】

取締役会の報告・決定事項並びに業務執行取締役の決定事項に関して、報告・決定のため作成され会議等において共有された文書並びに報告・決定内容を記す議事録等の文書については、コーポレート企画室及び法務室が管理・保存し、関係先の照会に応ずる体制をとる。

経営執行会議、設備投資委員会、リスク管理委員会、カンパニー経営会議その他の重要な意思決定及び情報伝達を目的とする会議の配布・討議資料並びに議事録などの文書は、各会議の主管部門が自ら定める規律に従って一元的に保管管理し、必要に応じて社内関係先からの照会に応ずる体制をとる。

会議体によらない書面による意思決定に関しては、当該決定事項を所管する部門が、決定内容を記した文書の適宜の保管管理並びに社内関係先からの照会に応ずる体制をとる。

(3) 会社法施行規則第110条の4第2項第2号の事項

【損失の危険の管理に関する規程その他の体制】

当社が管理すべきリスク（グループ会社で生じたものを含む）を、事業機会に関連するリスク（『戦略リスク』）と事業活動の遂行に関連するリスク（『業務リスク』）に分類し、戦略リスクについては、意思決定を行う取締役会と業務執

行取締役がそれぞれ決定に至る検討過程でこれを管理する。他方、業務リスクについては、「フジクラ リスク管理規程」に基づき取締役社長を委員長とするリスク管理委員会が管理する。

重大な損失が発生又は発生が急迫している場合の危機管理は、上記リスク管理規程において、トップマネジメントへの情報の速やかな伝達と集中、対応組織の構築及び責任体制等を定める。

(4) 会社法施行規則第110条の4第2項第3号の事項

【取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制】

取締役社長を最高経営責任者とする執行の体制（上記1.【経営体制】参照）は、その効率的な運営のため、意思決定を取締役会及び業務執行取締役に分する。

取締役会は、成長戦略の中核となる年度及び中期の経営計画や規模の大きなM&Aなどの重要な事項について、十分かつ充実した審議をもって決定することとし、このため、各カンパニーを統括する業務執行取締役だけでなく、多様な知見を持ち、かつ、客観性に優れた社外取締役で取締役会を構成する。

各カンパニーやコーポレート部門等を統括する業務執行取締役は、それら組織に専属する事項や比較的リスクの少ない事項について決定権限を持ち、迅速果断な意思決定により機動的で効率的な執行を行う。

(5) 会社法施行規則第110条の4第2項第4号の事項

【使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制】

当社従業員その他当社業務に従事する者の諸法令の遵守については、取締役社長が委員長を務めるリスク管理委員会が当社グループを統括し、課題の抽出や情報の共有化、コーポレート部門が企画する法令遵守のための教育その他の諸施策について、トップマネジメントとして方向付けを行う。

公益通報制度として、当社従業員その他当社業務に従事する者は、匿名性の確保及び通報者の不利益取り扱い禁止を定める「内部通報制度運用規程」に基づき、総務・広報部及び外部弁護士に対して通報を行うことができる。

(6) 会社法施行規則第110条の4第2項第5号イ、ロ、ハ、ニの事項

【企業集団における業務の適正を確保するための体制】

各グループ会社について、当社側の所管部門として会社ごとにカンパニー又はコーポレート部門等を定める。当該所管部門の責任者である業務執行取締役は、所管するグループ会社の経営全般について責任を負う。

カンパニーに匹敵する規模の一部のグループ会社については、カンパニー又はコーポレート部門に属さず、業務執行取締役が直轄する場合がある。

(イ) 子会社の取締役、業務を執行する社員等（以下、「取締役等」という）の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

所管部門は、グループ会社からの報告を規律するものとしてカンパニー経営会議規程等を設け、グループ会社の経営成績については毎月、人事・組織、設備投資、製品品質その他の重要な事項については適時に報告を受ける。

(ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各グループ会社は、自らリスク管理を行うことを基本としてリスク管理に関する規程を定める。所管部門は、所管するグループ会社で生じたリスクについて適時・適切に報告を受け、発生したリスクの対応につきグループ会社を支援・指導する体制を整備する。

(ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、個々のグループ会社についてそれぞれの役割・機能を明確に定め、これらグループ会社を含めた企業集団として経営計画を策定する。定期的な実績報告や緊密な連携の下での予実管理等とともに、人事交流などを通じて意思疎通が綿密かつ円滑に行える体制とする。

(ニ) 子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

各グループ会社は法令遵守に関する責任者を置く。当該責任者は、法令遵守状況の当社への報告、当社が定める個別の法令遵守のための諸施策のグループ会社における実行等を行う。

各グループ会社は、その従業員等が当社の内部通報制度を利用し又は社外弁護士へ直接通報できる公益通報制度を整備する。

③ 会社法第399条の13第1項第1号(ロ)の事項

【監査等委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項】

会社法施行規則第110条の4第1項第1号から第7号について以下のとおりとする。

(1) 会社法施行規則第110条の4第1項第1号、第2号及び第3号の事項

【当該株式会社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項】

【前号の取締役及び使用人の当該株式会社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項】

【当該株式会社の監査等委員からの第1号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項】

コーポレート企画室及び法務室を所管する業務執行取締役（以下、「コーポレート担当取締役」という）は、監査等委員会がその職務の執行のため必要なものとして要求する体制の整備について責任を負い、合理的な理由なくこれを拒否することはできない。

また、コーポレート担当取締役は、監査等委員会の職務の執行を補助する組織として監査等委員会室を設置し（最低1名の専任者を配置する。）、当該委員会室を監査等委員会の指揮下に置き、監査等委員会から当該委員会室の権限・予算・要員等に関して要求があった場合、合理的な理由なくこれを拒否することはできない。

(2) 会社法施行規則第110条の4第1項第4号イの事項

【当該株式会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び会計参与並びに使用人が当該株式会社の監査等委員会

【に報告をするための体制】

業務執行取締役及び使用人は、法令又は定款に違反する会社の行為又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査等委員会に報告しなければならない。また、総務・広報部は、「リスク管理規程」に定める重大リスクに関する情報の伝達を受けたときは、速やかに監査等委員会へ報告しなければならない。

業務執行取締役が決定しようとする事項及びカンパニー経営会議で報告される事項は常に監査等委員会の閲覧に供されることとし、このため業務執行取締役は当該事項を所定のデータベースへ登録しなければならない。コーポレート企画室、法務室及び監査等委員会室は、協働して当該データベースに登録された情報を確認し、追加の情報収集などを行った上で必要に応じて監査等委員会へ報告し、(また、他のコーポレート部門と情報を共有し、)あるいは取締役会へ付議するなどの措置をとる。

監査等委員は、監査等委員会の職務の執行として何時でも社内の会議に陪席することができるほか、関係する書面や記録等を閲覧することができる。また、監査等委員会が必要と判断したときは何時でも、関係する業務執行取締役及び使用人に詳細を質問し、あるいは調査を求めることができ、業務執行取締役及び使用人はこれに応じなければならない。

(3) 会社法施行規則第110条の4第1項第4号口の事項

【当該株式会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けたものが当該株式会社の監査等委員会に報告をするための体制】

グループ会社の取締役、監査役及び使用人は当社あるいは当該グループ会社に法令又は定款に違反する行為又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、監査等委員会へ直ちに報告しなければならない。また、総務・広報部は、「リスク管理規程」に定める重大リスクに関する情報の伝達を受けたときは、速やかに監査等委員会へ報告しなければならない。

グループ会社について、これを所管する業務執行取締役は、当該グループ会社に対して上記の報告義務を徹底させなければならない。

監査部門、その他のコーポレート部門及びカンパニー内の管理部門等は、グループ会社の行為に不正又は不適切な事実を発見したときは、直ちに監査等委員会へ報告しなければならない。

(4) 会社法施行規則第110条の4第1項第5号の事項

【前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制】

当社及びグループ会社は、前号イ、又はロ、の監査等委員会に対する報告を行った者に対し、報告を行ったことを理由として不利益な取扱いをしない。

(5) 会社法施行規則第110条の4第1項第6号の事項

【当該株式会社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項】

当社は、監査等委員会の年間の監査計画に基づき、それに要する費用につき予算措置を講じる。監査計画外の随時の活動に要する費用は、社外の専門家等の活用に必要なものを含め、監査等委員会の職務の執行として合理的である限りにおいてこの費用を支弁し、又は費用の支払いを当社に求めたときは、当社はこれを負担する。

(6) 会社法施行規則第110条の4第1項第7号の事項

【その他当該株式会社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制】

監査等委員会は、取締役社長を含め業務執行の責任を負う取締役又は執行役員その他の使用人を対象に、取締役会以外で意見交換や質問等の機会を求めることができ、この窓口となるコーポレート担当役員は、監査等委員会の請求の主旨を踏まえ、請求に応ずるため必要な調整を行う。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス体制

当年度中にリスク管理委員会を26回開催いたしました。同委員会では、コンプライアンスに関する事項を含むグループ全社で対応すべきリスク及びカンパニー別の固有のリスクを、毎年作成するリスク管理計画書に基づき実績のフォロー等を行っています。また、個別の事案にかかる報告、再発防止策の確認、グループ会社を含めた情報共有や新たなリスクの認識・予防に関する討議等を行っています。当年度においては、品質不適切事案にかかる是正及び再発防止策の実施状況の確認や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業活動への影響の調査及び対応の検討を行ってまいりました。

業務執行取締役が決裁権限を委譲された事項は、当該事項に関係するコーポレート部門及び監査等委員会の活動を補助する組織である監査等委員会室が、法令・定款に適合していることを確認しています。また、業務執行取締役の管理下で遂行される日常的な業務については、内部監査部門、各コーポレート部門、カンパニー管理組織等が適法性・妥当性について管理を行ってきました。

過年度に生じた東欧での自動車用ワイヤハーネス事業や海外EPC事業における多額の損失発生、品質不適切事案の判明、市場・顧客の変化への対応として迅速性・機動性が不足していたことなど、コーポレートガバナンス体制における運用面での課題が明らかになっていることから、当年度中に内部監査部門及び品質保証部門の社長直轄化による独立性確保や、権限の明確化及び教育訓練の強化などによる監督機能の強化を図ってまいりました。また、より実効的にリスクへの対応がとれる事業部門とコーポレート部門との連携を深めてまいりました。

他方、監査等委員会は、執行部門から独立した機関として、リスク管理委員会とは別個にグループ全社のリスク管理状況について適宜監査を行っています。また、当社の内部統制システムの妥当性及び実効性についても監査を行っています。

当社及びグループ会社は、それぞれ公益通報制度として内部通報制度を運用しています。内部通報制度では、社内外に受付窓口を設け、通報者の匿名性を確保し、通報者への不利益取り扱いが禁止されています。また、内部通報制度の運用状況はリスク管理委員会及び監査等委員会へ報告されています。

内部通報制度の運用について国内外のグループ全体に対して利用しやすいものとするための周知を図っています。

② グループ会社の経営管理体制

各カンパニー又はコーポレート部門等は、その所管するグループ会社に対して「リスク管理規程の整備」、「法令遵守責任者の設置」、「内部通報制度の整備」を求め、国内のグループ会社はその整備を完了し、海外においても整備を進めています。また、各カンパニー等は、グループ会社を含めたカンパニー経営会議等を定期的に開催してグループ会社からの適時適切な報告体制を確保しつつ、効率的に事業運営を遂行しています。

当社グループの現状に鑑み、グループガバナンス強化に向けた検討を進めています。

③ 監査等委員会の実効性を確保する体制

監査等委員会の職務を補助する組織として、監査等委員会室を設けて専任者を配置しています。なお、監査等委員会室は業務執行側からの独立性を有し、監査等委員会から直接の指示・命令の下、監査等委員会の支援を行っています。

監査等委員は、社内会議への出席権限、業務執行取締役の決裁に係る事項を登録したデータベースへのアクセス権限を有し、必要に応じて調査等を実施しています。

また、会計監査人及び内部監査部門との間で四半期ごとに三様監査協議会を実施しています。同協議会では、内部統制システムの運用状況や監査の状況に関する情報共有、不正リスク低減に関する意見交換などを行って監査の実効性確保に努めています。

(注) 本事業報告の記載金額及び株式数等は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	299,785
現金及び預金	44,661
受取手形及び売掛金	128,945
商品及び製品	37,434
仕掛品	30,118
原材料及び貯蔵品	36,136
その他	23,414
貸倒引当金	△926
固定資産	276,304
有形固定資産	210,567
建物及び構築物	88,401
機械装置及び運搬具	80,900
土地	15,163
リース資産	5,128
建設仮勘定	10,397
その他	10,576
無形固定資産	15,744
のれん	7,064
その他	8,680
投資その他の資産	49,993
投資有価証券	28,180
退職給付に係る資産	1,605
繰延税金資産	5,972
その他	14,462
貸倒引当金	△207
投資損失引当金	△20
資産合計	576,089

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	252,995
支払手形及び買掛金	65,774
短期借入金	138,698
未払法人税等	2,335
関係会社事業損失引当金	1,346
品質不適合品関連損失引当金	293
債務保証損失引当金	19
その他の引当金	1,032
その他	43,495
固定負債	150,979
社債	40,000
長期借入金	81,971
その他の引当金	561
退職給付に係る負債	11,209
その他	17,236
負債合計	403,974
純資産の部	
株主資本	159,945
資本金	53,075
資本剰余金	27,903
利益剰余金	89,881
自己株式	△10,915
その他の包括利益累計額	△7,869
その他有価証券評価差額金	989
繰延ヘッジ損益	△847
為替換算調整勘定	△1,737
退職給付に係る調整累計額	△6,273
非支配株主持分	20,039
純資産合計	172,115
負債純資産合計	576,089

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		672,314
売上原価		572,797
売上総利益		99,517
販売費及び一般管理費		96,170
営業利益		3,346
営業外収益		
受取利息	466	
受取配当金	1,051	
為替差益	1,498	
持分法による投資利益	1,115	
品質不適合品関連損失引当金戻入額	843	
その他	1,990	6,965
営業外費用		
支払利息	3,559	
固定資産除却損	1,407	
製品補修費用	1,161	
その他	2,871	8,999
経常利益		1,312
特別利益		
投資有価証券評価益	3,566	
投資有価証券売却益	3,257	
債務保証損失引当金戻入額	2,822	
その他	7	9,654
特別損失		
減損損失	17,214	
関係会社出資金評価損	5,249	
事業構造改善費用	3,845	
関係会社事業損失引当金繰入額	1,673	
退職給付に係る負債繰入額	818	
その他	1,928	30,730
税金等調整前当期純損失 (△)		△19,763
法人税、住民税及び事業税	6,537	
法人税等調整額	10,767	17,304
当期純損失 (△)		△37,068
非支配株主に帰属する当期純利益		1,441
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)		△38,510

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	53,075	29,571	131,255	△6,327	207,575
当期変動額					
剰余金の配当			△2,864		△2,864
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△38,510		△38,510
自己株式の取得				△4,627	△4,627
自己株式の処分		△0		39	39
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△1,668			△1,668
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	△1,668	△41,374	△4,587	△47,630
当期末残高	53,075	27,903	89,881	△10,915	159,945

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	4,753	△345	8,241	△3,560	9,089	24,245	240,910
当期変動額							
剰余金の配当						—	△2,864
親会社株主に帰属する当期純損失(△)						—	△38,510
自己株式の取得						—	△4,627
自己株式の処分						—	39
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						—	△1,668
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△3,763	△502	△9,978	△2,713	△16,958	△4,205	△21,164
当期変動額合計	△3,763	△502	△9,978	△2,713	△16,958	△4,205	△68,794
当期末残高	989	△847	△1,737	△6,273	△7,869	20,039	172,115

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	124,360
現金及び預金	14,064
受取手形	988
売掛金	56,308
商品及び製品	4,478
仕掛品	8,852
原材料及び貯蔵品	2,505
未収入金	16,870
短期貸付金	19,020
その他	1,274
貸倒引当金	△3
固定資産	197,768
有形固定資産	83,646
建物	59,326
構築物	2,241
機械装置	8,174
土地	9,883
建設仮勘定	2,029
その他	1,991
無形固定資産	3,769
ソフトウェア	2,581
その他	1,188
投資その他の資産	110,352
投資有価証券	8,677
関係会社株式	78,748
関係会社出資金	15,913
長期貸付金	7,752
前払年金費用	6,424
その他	649
貸倒引当金	△7,755
投資損失引当金	△57
資産合計	322,128

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	125,090
支払手形	123
買掛金	33,137
短期借入金	57,152
未払費用	7,536
預り金	13,730
債務保証損失引当金	4,365
関係会社事業損失引当金	1,346
品質不適合品関連損失引当金	293
その他	7,404
固定負債	126,183
社債	40,000
長期借入金	77,167
長期預り敷金保証金	7,806
繰延税金負債	602
その他の引当金	333
その他	273
負債合計	251,273
純資産の部	
株主資本	69,958
資本金	53,075
資本剰余金	28,302
資本準備金	13,268
その他資本剰余金	15,033
利益剰余金	△554
その他利益剰余金	△554
固定資産圧縮積立金	954
繰越利益剰余金	△1,508
自己株式	△10,866
評価・換算差額等	896
その他有価証券評価差額金	878
繰延ヘッジ損益	18
純資産合計	70,854
負債純資産合計	322,128

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		332,910
売上原価		314,691
売上総利益		18,218
販売費及び一般管理費		30,689
営業損失 (△)		△12,471
営業外収益		
受取利息及び配当金	31,416	
為替差益	1,371	
その他	2,101	
営業外費用		34,889
支払利息	1,775	
社債利息	41	
シンジケートローン手数料	648	
固定資産除却損	526	
貸倒引当金繰入額	197	
その他	1,892	
経常利益		5,082
特別利益		17,336
投資損失引当金戻入額	4,644	
投資有価証券売却益	2,864	
債務保証損失引当金戻入額	2,822	
その他	252	
特別損失		10,583
減損損失	10,356	
関係会社株式評価損	8,937	
関係会社出資金評価損	5,249	
債務保証損失引当金繰入額	4,295	
関係会社事業損失引当金繰入額	1,673	
投資損失引当金繰入額	20	
その他	594	
税引前当期純損失 (△)		31,126
法人税、住民税及び事業税	259	
法人税等調整額	10,080	
当期純損失 (△)		△3,205
		10,339
		△13,545

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
				固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	53,075	13,268	15,033	28,302	954	14,901	15,855
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				—	△2,864	△2,864	
固定資産圧縮積立金積立額				—	0	△0	—
当期純損失				—	△13,545	△13,545	
自己株式の取得				—			—
自己株式の処分			△0	△0			—
株主資本以外の項目の事業年度中 の変動額(純額)				—			—
事業年度中の変動額合計	—	—	△0	△0	0	△16,409	△16,409
当期末残高	53,075	13,268	15,033	28,302	954	△1,508	△554

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計	
当期首残高	△6,278	90,955	4,501	△139	4,361	95,317
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△2,864			—	△2,864
固定資産圧縮積立金積立額		—			—	—
当期純損失		△13,545			—	△13,545
自己株式の取得	△4,627	△4,627			—	△4,627
自己株式の処分	39	39			—	39
株主資本以外の項目の事業年度中 の変動額(純額)		—	△3,622	157	△3,464	△3,464
事業年度中の変動額合計	△4,587	△20,997	△3,622	157	△3,464	△24,462
当期末残高	△10,866	69,958	878	18	896	70,854

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年6月12日

株式会社フジクラ

取締役会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岸 信 一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 五 代 英 紀 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フジクラの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フジクラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年6月12日

株式会社フジクラ
取締役会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岸 信 一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 五 代 英 紀 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フジクラの2019年4月1日から2020年3月31日までの第172期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第172期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、次の方法で監査を実施しました。

なお、金融商品取引法における財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人PwCあらた有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、2018年度に判明した当社グループの製品の一部における品質管理に関する不適切な事案については、是正策及び再発防止策を徹底していることを監査等委員会として確認しており、その実行による品質管理体制強化への取り組みに関して指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月17日

株式会社フジクラ 監査等委員会

常勤監査等委員	小 田 康 之	Ⓔ
監査等委員	下志万 正 明	Ⓔ
監査等委員	阿 部 謙一郎	Ⓔ
監査等委員	白 井 芳 夫	Ⓔ
監査等委員	村 田 恒 子	Ⓔ
監査等委員	花 崎 浜 子	Ⓔ

(注) 監査等委員 下志万正明、阿部謙一郎、白井芳夫、村田恒子、花崎浜子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。